

令和7年度

最上川流域下水道事業（村山処理区）

流域下水道施設撤去に伴う鉄くず等売り払い

仕 様 書

村山総合支庁建設部北村山

1 契約の内容及び対象

流域下水道施設の撤去に伴い発生した鉄くず等を有償にて売却するものであり、その対象は下表のとおりとする。

なお、重量については概略の数量であり、数量を保障するものではなく、運搬後の計量結果により増減する。

番号	種 別	予定数量	備 考
1	鉄くず	69.5 t	
2	銅くず	0.05 t	ナゲット処理費用含む

2 契約単価

鉄くず及び銅くずごとの1 tあたりの単価により行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計値（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札金額とする。

3 引渡し場所

村山市大字大久保地内（村山浄化センター敷地内：別紙図面のとおり）

4 引渡し期間

契約締結日から令和7年6月30日（月）まで

5 引渡し条件

- （1）売却物件は既に撤去を完了しており、引渡場所に仮置きされた状態である。
- （2）銅くずの契約単価には、ナゲット処理費用を含むものとする。
- （3）仮置きされている鉄くず等をトラックへ積み込む作業及び運搬作業は受注者（買受者）が行うものとする。

6 鉄くず等の買受量の計量及び報告

- （1）受注者（買受者）は、引渡しされた鉄くず等を計量法に規定している定期検査を受検した計量器を使用し計量するものとする。
- （2）受注者（買受者）は、県より求められた場合、上記（1）の結果を計量証明用設備による計量証明書により速やかに県に報告するものとする。

7 買受価格及び買受代金の納入方法

- （1）県は、上記6の（2）で報告された数量を取りまとめ、その合計を10kg未満切捨てたものに契約金額（単価）を乗じて得た額に、当該金額の100

分の10に相当する額を加えた額を買受価格とする。

(2) 買受者は、県が発行する納入通知書により指定日までに買受代金を納付するものとする。

8 所有権の移転

契約物件の所有権は、買受者が買受金額を県に納付したときをもって、県から買受者に移転するものとする。

9 管理責任及び危険負担

契約物件の管理責任は、契約物件を引き渡したときをもって、県から買受者に移転するものとする。また、契約物件の引渡しから買受代金を納付するまでに生じた損害で、県の責に帰すことができないものは、全て買受者の負担とする。